平成24年4月1日施行

改正 平成25年4月1日 改正 平成26年4月1日

改正 平成27年4月1日

改正 平成28年4月1日

改正 平成30年4月1日

改正 令和元年10月1日

第1条 この要綱は、在宅の重症心身障害児(者)が通所する東京都重症心身障害児(者)通所事業実施要領(令和元年9月19日付31福保障施第1589号。以下「東京都実施要領」という。)で定める基準を満たし、東京都福祉保健局長(以下「局長」という。)の指定を受けた事業所に対し、事業の実施に要する経費について、八王子市がその一部を助成することにより重症心身障害児(者)の日中活動の場を確保することを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 この助成金の対象事業は、次条に規定する事業所における児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。)第6条の2の2に規定する児童発達支援、医療型児童発達支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第7項に規定する生活介護のうち、重症心身障害児(者)を対象とする ものとする。

(助成対象事業所)

- 第3条 この助成金の対象となる事業所は、東京都実施要領に規定する都重心通所事業所のうち、次のい ずれにも該当する者が利用する事業所とする。ただし、都立施設及び八王子市が事業者である事業所を 除く。
 - (1) 都重心通所事業所の施設長が、新たに通所させようとする者について、東京都実施要領の規定に基
 - づき局長に届け出を行った者 八王子市が、児福法第21条の5の5により通所給付決定を行なった通所受給者証の対象児童又は 八王子市が、障害者総合支援法第19条第1項の規定により支給決定を行った障害福祉サービス受 給者証の対象者

(助成対象経費)

第4条 この助成の対象となる経費は、助成対象事業の実施に必要な経費で、別表第3欄に掲げるものと

(助成額)

第5条 この助成額は、別表第1欄に定める都基準日額単価から東京都が別に定める標準日額単価を差し 引いた額に別表第2欄に定める出席率係数を乗じた適用単価に利用日数を乗じて得た額の範囲内の額と する。

(助成金の申請)

第6条 この助成を受けようとする第3条に規定する都重心通所事業所は、助成金請求書(第1号様式) を関係書類を添付のうえ、指定する期日までに市長に提出するものとする。

(助成金の支給)

第7条 八王子市長(以下「市長」という。)は、前条による助成金の請求のあった事業について適当と 認める場合には、助成を決定し、支給するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、虚偽の請求、その他不正行為等による助成金の受給が明らかになり、既に助成金を支給 しているときは、支給した助成金の全部または一部の返還を求めることができる。

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表

1 都基準日額単価	2 出席率係数	3 対象経費
(1) 通所手段無し 1日通所定員 1人1日当単価 41人~50人 12,820円 31人~40人 13,030円 21人~30人 13,140円 11人~20人 13,420円 6人~10人 14,180円 5人 16,790円 (2) 通所手段有り 1日通所定員 1人1日当単価 41人~50人 21,400円 31人~40人 21,610円 21人~30人 21,720円 11人~20人 22,000円 6人~10人 22,760円 5人 25,370円	出席率	助成対象事業に要した費用